

令和6年第2回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 2月26日

閉 会 2月26日

令和6年第2回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和6年2月19日					
招集年月日	令和6年2月26日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時 及び宣言	(開会) 令和6年2月26日 午後1時30分					
	(閉会) 令和6年2月26日 午後1時57分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 9名 欠席委員 0名 ○ × 出席 遅早 遅刻 早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	岩坂弘樹	○			
	2	森宏樹	○			
	3	丸山由美子	○			
	4	山口公仁	○			
	5	久末善輝	○			
	6	菊池和雄	○			
	7	森光行	○			
	8	山下敏雄	○			
	9	鈴木敏秋	○			
議事録署名委員	四番 山口公仁			八番 山下敏雄		
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 野坂浩二			主査 石山雄大		
	主事 野坂浩亮					

議事日程

日程	件名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	報告第 2 号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について
第 5	議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
第 6	議案第 2 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 7	議案第 3 号 令和 6 年度農業用労務賃金及び農業機械使用料金協定額の決定について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

ただいまから、令和6年第2回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員には、4番 山口委員、8番 山下委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 報告第2号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

議長

日程第4、報告第2号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第2号を朗読する。)

議長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明します。

本件については、別添のとおり2月8日付けで報告がありましたので、内容について説明します。

1番の許可を受けた土地等の所在及び面積等については、場所が宇北村〇〇〇番〇、面積については19.65㎡が発電設備の支柱の面積で、括弧書きが発電設備パネル下の農地面積1.660㎡となります。

2番は、発電設備の農地における営農者となります。

3番は、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況で、作付作物が「そば」で作付面積4,200㎡、反収が16.2kgとなっております。地域の平均的な反収24kgに対して約67.5%となっており、一時転用の要件の概ね8割を満たしていない状況となっております。

一番下には、この状況報告についての所見を農協厚沢営農センターの副営農センター長よりいただいております。

2枚目以降は、作物の生産状況の証明書類及び収穫状況を確認する写真が添付されています。

今後、要件を満たすための改善措置を講じるよう指導することとし、その内容については、協議会で協議することとしております。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件を終了いたします。

◎ 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 長

日程第5、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第1号を朗読する。）

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず番号1の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明します。
番号1、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1については、原案どおり可決いたします。

議 長

続きまして、番号2から番号13の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、7番、森光行委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、森光行委員の発言を禁じます。それでは、説明を求めます。

事務局

それでは説明します。

番号2、場所は字中須田〇〇〇〇番、外1筆、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号3、場所は字桂岡〇〇〇番、外2筆、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号4、場所は字小森〇〇〇番〇、外1筆、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号5、場所は字中須田〇〇〇番〇、外3筆、地目は現況が田、公簿が用悪水路及び田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号6、場所は字中須田〇〇〇番〇、外6筆、地目は現況が田、公簿が原野、畑及び雑種地で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号7、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号8、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号9、場所は字中須田〇〇〇番、外4筆、地目は現況・公簿とも田及び畑で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号10、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号11、場所は字桂岡〇〇〇番、外6筆、地目は現況が田、公簿が田及び畑で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号12、場所は字中須田〇〇〇〇番、外1筆、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号13、場所は字桂岡〇〇〇番、外2筆、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号2から番号13については、原案どおり可決いたします。それでは、森光行委員の発言を許します。

◎ 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第6、議案第2号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第2号を朗読する。）

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず番号1から番号3の内容について、事務局職員より説明させます。

議 長

本件については、8番 山下委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、山下委員の発言を禁じます。

それでは、説明を求めます。

事務局

それでは説明します。

番号1、場所は字豊田〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は5,534㎡です。

譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号2、場所は字中須田〇〇〇番〇 外3筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、8,372㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、新規による賃貸借権の設定となっております。期間は2年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号3、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は3,643㎡です。

譲渡人は字桂岡の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1から番号3については、原案どおり可決いたします。

それでは、山下委員の発言を許します。

議 長

続きまして、番号4及び番号5の内容について、事務局職員より説明させます。

番号13、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、5,674㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、新規による賃貸借権の設定となっております。期間は2年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号14、場所は字中須田〇〇〇番 外3筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、14,044㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、新規による賃貸借権の設定となっております。期間は6年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号15、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、8,051㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、新規による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義人が〇〇〇〇さんで、既に亡くなっており、未相続の土地となっています。賃貸借権の契約にあたっては、相続人の持ち分の過半数以上の要件の同意が得られています。期間は4年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号16、場所は字桂岡〇〇〇番 外6筆、地目は現況が田、公簿が田及び畑で、面積合計は、44,979㎡です。

貸付人は字大留の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、新規による賃貸借権の設定となっております。期間は4年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号17、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、13,149㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、新規による賃貸借権の設定となっております。期間は4年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号18、場所は字桂岡〇〇〇番 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は12,636㎡です。

貸付人は字小森の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、新規による賃貸借権の設定となっております。期間は4年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号19、場所は字豊田〇〇〇番〇、地目は現況が田、公簿が畑で、面積は、2,500㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、新規による使用貸借権の設定となっております。期間は9年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号6から番号19については、原案どおり可決いたします。

それでは、森光行委員の発言を許します。

◎ 日程第7 議案第3号 令和6年度農業用労務賃金及び農業機械使用料金協定額の決定について

議 長

日程第7、議案第3号 令和6年度農業用労務賃金及び農業機械使用料金協定額の決定についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第3号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明します。

農業用労務賃金につきましては、昨年9月開催の本総会において、令和5年10月1日からの北海道における最低賃金の増額に伴う変更を行っております。

また、農業機械使用料金につきましても、平成26年度の大幅な見直し以降、大きな動きがないことから前年度と同額の設定としています。

なお、適用は令和6年4月1日からです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。
これをもって、令和6年第2回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時57分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議 長 鈴木敏秋

署名委員 山口 公仁

署名委員 山下 敏雄